

香川県報



第 99 号

平成 18 年

12月15日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県出先機関事務決裁規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（障害福祉課）

一

告 示

○新たに生じた土地を確認した旨の届出

（自治振興課）

二

○町及び字の区域に編入する旨の届出

（ ）

二

○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退

（障害福祉課）

二

●平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる（個人情報）の一部改正

（農業経営課）

一

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

（水産課）

一

○港湾施設の供用開始

（港湾課）

一

●昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正

（審査課）

三

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件）

（経営支援課）

四

○土地改良事業の適否決定（二件）

（土地改良課）

四

○土地改良事業の認可

（ ）

四

○土地改良事業の同意

（ ）

四

○土地改良区の役員の就任の届出

（ ）

五

公 告

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件）

（経営支援課）

四

選挙管理委員会告示

○漁業法に規定する選挙権を有する者の三分の一の数

規 則

香川県出先機関事務決裁規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十四号

香川県出先機関事務決裁規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（香川県出先機関事務決裁規則の一部改正）

第一条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表四の九の表七の項第三号中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同項第六号及び第七号中「精神病院等」を「精神科病院等」に改める。

別表四の十三の表一の項第一号及び第三号中「精神病院」を「精神科病院」に改める。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年香川県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条、第九条、第十八条第二項及び第二十三条から第二十六条までの規定中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第五号様式中「~~精神科病院~~」を「~~精神科病院~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

告 示

●香川県告示第七百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、小豆島町

の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、小豆島町長から届出があった。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
小豆郡小豆島町古江字西通甲二六の一、甲二九八、甲二九九、乙三一九の二、乙三二二の二、乙三三二の一、乙三三二の二、乙三三三の一、乙三三四の一の地の公有水面埋立地	四七三・八四平方メートル

●香川県告示第七百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、小豆島町長から届出があった。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
小豆郡小豆島町古江字西通	小豆郡小豆島町古江字西通甲二六の一、甲二九八、甲二九九、乙三一九の二、乙三二二の二、乙三三二の一、乙三三二の二、乙三三三の一、乙三三四の一の地の公有水面埋立地

●香川県告示第七百二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退の申出があった。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

辞 退 年 月 日	医療機関の名称	所 在 地
平成十八年十二月三十一日	有限会社メディカル・ウエルネスあんず調剤薬局	高松市太田下町一八七二一五

●香川県告示第七百三号
平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十八年十二月十五日から施行する。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表農業機械利用技能者技能検定試験の項の次に次のように加える。

香川県農業管理指導者認定試験	筆記試験得点	合格発表の日から一月間	農政水産部農業経営課
----------------	--------	-------------	------------

●香川県告示第七百四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、室本加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたので告示する。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第七百五号

香川県管理港湾誌間港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第五項の規定に基づき告示する。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港湾施設の種類	名称	位置	数量	能力
係留施設（浮棧橋）	宮の下二号浮棧橋	三豊市誌間町誌間字宮の下 一三三八番一 二九地先	延長 二二・〇メートル 幅員 一一・〇メートル 水深 マイナス二・〇メートル	対象船舶 旅客船二隻

係留施設 (浮棧橋) 浮棧橋	宮の下三号	三豊市詫間町 詫間字宮の下 一三三八番一 二九地先	延長 三二・四メートル×二基 二四・九メートル×一基 幅員 二・三〇メートル 水深 マイナス二・〇メートル	対象船舶 プレジャーボ ート四九隻
----------------------	-------	------------------------------------	---	-------------------------

●香川県告示第七百六号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十八年十二月十八日から施行する。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表志度支店の項を次のように改める。

志度支店	さぬき市役所出張所	さぬき市	さぬき市 保健医療大学、志度高等学校、さぬき警察署
------	-----------	------	---------------------------

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十八年七月二十一日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ丸亀店 丸亀市中府町二丁目二二二番二ほか

- 三 法第八条第一項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
意見なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課
2 縦覧期間
平成十八年十二月十五日（金曜日）から平成十九年一月十五日（月曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十八年七月二十八日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス宇多津店 綾歌郡宇多津町浜六番丁九一番一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により宇多津町から聴取した意見の概要
意見なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課
2 縦覧期間
平成十八年十二月十五日（金曜日）から平成十九年一月十五日（月曜日）まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十一月三十日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十二月二十七日から平成十九年一月二十二日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮東地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上極地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西表地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本極筋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥池地区	〃
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）大糸池地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十二月六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十七日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市坂出土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）坂出地区	坂出市環境経済部農林水産課
坂出市王越町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）新池地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十二月五日認可した。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西三谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上林下井幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）三郎池幹線一号地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道整備事業）宮西地区
高松市木太土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西浜地区
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井）唐谷地区
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡地区
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東中井戸地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十二月四日同意した。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名
三豊市	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）岩瀬地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）六ツ松地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）加登地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）皿池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）矢之岡地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出市江尻土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年十二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員
 役員の氏名 住所 退任年月日

理事 中條 甫	坂出市江尻町七五三番地一	平成一八、一〇、一三
〃 中川 文司	〃 〃 六八九番地一	〃
〃 南条 和士	〃 〃 一〇二五番地	〃
〃 坂本 猛	〃 〃 一四八六番地	〃
〃 山下 惠	〃 〃 一五六六番地	〃
〃 藤川 互	〃 〃 一二七五番地	〃

若谷 猛	〃	一六二六番地一	〃
高木 敏明	〃	一三三六番地	〃
南条 政士	〃	一〇〇三番地一	〃
松本 和良	〃	一〇六八番地	〃
浦野 弘	〃	一〇三七番地	〃
角野 忠弘	〃	一〇七一番地一	〃
前川 忠義	〃	一〇三四番地	〃
鎌谷 毅	〃	七一一番地	〃
澤井 達	〃	七三六番地一	〃
塩崎 清	〃	五七六番地	〃
藤川 満	〃	一〇二六番地	〃
西条 秋羅	〃	一〇九六番地五	〃
二 就任した役員			
鎌谷 毅	坂出市江尻町七五三番地一	七一一番地	平成一八、一〇、一四
中川 文司	〃	六八九番地一	〃
南条 和士	〃	一〇二五番地	〃
前川 忠義	〃	一〇三四番地	〃
角野 忠弘	〃	一〇七一番地一	〃
坂本 猛	〃	一四八六番地	〃
山下 惠	〃	一五六六番地	〃
藤川 互	〃	一二七五番地	〃
若谷 猛	〃	一六二六番地一	〃
高木 敏明	〃	一三三六番地	〃
鳥井 敏宏	〃	九七四番地一	〃
松本 和良	〃	一〇六八番地	〃
川崎 恭弘	〃	一一一九番地一	〃

宮西 芳實	七三三番地	〃
山下 恭生	一〇八一番地	〃
塩崎 清	五七六番地	〃
監事 三木 康弘	一〇〇六番地一	〃
三木 幸作	一〇二二番地二	〃

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第七十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十九条第五項の規定による選挙人名簿の確定に伴う同法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年十二月十五日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一、八六〇人